

静岡県告示第713号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年9月10日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

周智郡森町三倉字一ノクボ3426の2、3441の2、3441の3（次の図に示す部分に限る。）、字西谷3445の3、3445の6、3445の7、3445の8（次の図に示す部分に限る。）、3445の9、3449の3、3449の6から3449の8まで、3449の18、3450の4（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中遠農林事務所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）